

平成27年第3回尾鷲市議会臨時会会議録

平成27年7月29日（水曜日）

○議事日程（第1号）

平成27年7月29日（水）午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第42号 平成27年度尾鷲市一般会計補正予算（第3号）の
議決について

（提案説明、質疑、委員会付託）

日程第 4 議案第42号 平成27年度尾鷲市一般会計補正予算（第3号）の
議決について

（委員長報告、質疑、討論、採決）

○出席議員（13名）

1番 真井紀夫議員	2番 内山花静議員
3番 中平隆夫議員	4番 田中勲議員
5番 小川公明議員	6番 濱中佳芳子議員
7番 三鬼和昭議員	8番 南靖久議員
9番 榎本隆吉議員	10番 高村泰徳議員
11番 奥田尚佳議員	12番 三鬼孝之議員
13番 村田幸隆議員	

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

市 長	岩 田 昭 人 君
副 市 長	林 幸 喜 君
会計管理者兼出納室長	川 口 清 君
市長公室長	北 村 琢 磨 君

総務課長	下村新吾君
財政課長	宇利崇君
防災危機管理室長	大和勝浩君
税務課長	大川勝之君
市民サービス課長	濱田一志君
福祉保健課長	三鬼望君
環境課長	仲浩紀君
水産商工食のまち課長	野地敬史君
木のまち推進課長	内山真杉君
建設課長	更谷哲也君
水道部長	尾上廣宣君
尾鷲総合病院事務長	内山洋輔君
尾鷲総合病院総務課長兼医事課長	竹平專作君
教育委員長	上岡雄児君
教育長	二村直司君
教育委員会教育総務課長	佐野憲司君
教育委員会生涯学習課長	芝山有朋君
教育委員会学校教育担当調整監	山本樹君
監査委員	千種伯行君
監査委員事務局長	深瀬由佳子君

○議会事務局職員出席者

事務局長	内山雅善
事務局次長兼議事・調査係長	岩本功
議事・調査係書記	松永佳久

〔開会 午前10時00分〕

議長（村田幸隆議員） おはようございます。

これより平成27年第3回尾鷲市議会臨時会を開会いたします。

開会に当たり、市長より御挨拶があります。

市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） 皆さん、おはようございます。

議員の皆様には、大変お忙しい中、平成27年第3回臨時会に御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

今回の臨時会には、本市を被告とする国家賠償法に基づく損害賠償を求める訴訟に対する弁護士費用を早急に予算計上する必要性が生じたことから、「平成27年度尾鷲市一般会計補正予算（第3号）の議決について」の議案を提出させていただきました。何とぞよろしく御審議いただき、御承認を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会の御挨拶とさせていただきます。

議長（村田幸隆議員） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であります。よって、会議は成立いたしております。

最初に、議長の報告ですが、お手元に配付の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第1号により取り進めたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において、2番、内山花静議員、3番、中平隆夫議員を指名いたします。

次に、日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りをいたします。

本臨時会の会期は、本日1日だけにいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） 御異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日間と決定をいたしました。

次に、日程第3、議案第42号「平成27年度尾鷲市一般会計補正予算（第3

号)の議決について」を議題といたします。

ただいま議題となりました議案につきましては、朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長(岩田昭人君)登壇〕

市長(岩田昭人君) それでは、今回提案しております議案第42号「平成27年度尾鷲市一般会計補正予算(第3号)の議決について」につきまして御説明いたします。

お手元に配付の平成27年度尾鷲市一般会計補正予算書(第3号)及び予算説明書の1ページをごらんください。

今回の補正予算計上額は、補正前の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24万4,000円を追加し、歳入歳出予算総額を96億7,746万4,000円とするものであります。

歳入について御説明いたします。

8ページ、9ページをごらんください。

17款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金は、今回の補正財源として24万4,000円を繰り入れるものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

10ページ、11ページをごらんください。

4款衛生費、2項清掃費、1目清掃総務費は、24万4,000円の追加でございます。これは、国家賠償法第1条第1項の規定に基づき、慰謝料等請求事件の訴状が提出されたことに伴う弁護士費用でございます。

以上をもちまして、議案第42号「平成27年度尾鷲市一般会計補正予算(第3号)の議決について」の説明とさせていただきます。よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長(村田幸隆議員) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

ただいまのところ、質疑の通告はございません。

御質疑、ございませんか。

8番、南靖久議員。

8番(南靖久議員) 通告なしに申しわけございませんでした。

それでは、ただいま提案説明がありました議案第42号「平成27年度尾鷲市

一般会計補正予算（第3号）の議決について」のうち、今市長のほうから、裁判費用等で24万4,000円の議案上程、予算を上げた。これ、さきの議会運営委員会等でも説明をいただいたんですけども、改めて24万4,000円の予算の内訳を詳しく教えていただくのが1点と、それと、この24万4,000円の費用で、今回、国家賠償法で訴訟を起こされた分についての全ての費用、結審までこの費用で賄うおつもりなのか、その2点をお聞きしたいと思います。

議長（村田幸隆議員） 答弁は。

環境課長。

環境課長（仲浩紀君） 今回、補正予算に上げさせていただきました弁護士費用の内訳といたしましては、弁護士への報酬につきまして、着手金、報酬金ともに税込みそれぞれ10万8,000円、それが小計21万6,000円、それに加え、想定される実費としまして、津から尾鷲までの交通費を2回分、1万7,960円と、書類提出時に必要となる可能性のある切手代といたしまして1万円を加えた結果、合計24万3,960円となりまして、24万4,000円を補正予算として計上させていただきました。

今回、損害賠償請求額につきましては、今回のこの補正予算につきましては、あくまで弁護士を活用して控訴していくための、弁護士に対する支払いの分のみでございます。

議長（村田幸隆議員） 8番、南靖久議員。

8番（南靖久議員） 原告から333万円については、裁判の訴訟の推移でどうなるかはわかりませんんですけども、この24万4,000円、細かい内訳をいただいたんですけども、旅費、尾鷲へ来る2回分、1万7,000円だ、書類作成1万円だとかいうて、計のお話がありましたけれども、僕が聞こうとしたのが、この24万4,000円での費用で全て、今回の国家賠償法について結審まで予算で対応するんですかというのを、そこだけはっきりもう一度、改めてお聞かせ願いたいと思います。

議長（村田幸隆議員） 環境課長。

環境課長（仲浩紀君） 今回の弁護士費用につきましては、弁護士さんから見積もりをいただいたわけですが、着手金に関しましては、今回の裁判に係る場合についての、まず支払う金額でございます。万が一、これが2審、3審と進んだ場合には、仮に同じ弁護士さんを依頼するのであれば、その都度着手金が必要となってくるようなものでございます。

もう一つの同じ、同額でありましたけれども、報酬金につきましては、今回の裁判が全て終了した時点で支払うものでありまして、そういった結果が出た時点で支払うということになり、先ほど言いました着手金にしろ、今回の報酬金にしろ、裁判の期間等には関係なく支払うものということになります。

今回、予算計上はあくまで1審での結審を想定したものでありますけれども、報酬金につきましては、あくまで全てが終了した時点で支払えばよいということでございます。

議長（村田幸隆議員） 8番、南議員。

8番（南靖久議員） わかりました。

話を整理させてもらいますと、今回の24万4,000円の予算については、一応弁護士の見積もりに合わせて提出したもので、1審をこの範囲内で賄うということですね。また最終的には、2審、3審へ進んだ場合は、結果を見て弁護士さんにいろんな支払いが生じてくるということですね。その確認、お願いします。

議長（村田幸隆議員） 環境課長。

環境課長（仲浩紀君） そのとおりでありまして、着手金について、仮に2審、3審と進んだ場合には、それぞれ必要となってくるということでございます。

議長（村田幸隆議員） 他にございませんか。

4番、田中議員。

4番（田中勲議員） 4番、田中です。

国家賠償法における裁判というのは、大体に反訴権というのがありますね。反対に訴えるということも並行してやられる裁判というのは多々ありますけれども、こういうことは全然考えなかったのでしょうか。その辺の、国家賠償法におけるものにそういう反訴権というのがあるのかどうかというものは、どうなんでしょう。その辺、そういう考え方はございませんか。

議長（村田幸隆議員） 環境課長。

環境課長（仲浩紀君） 反訴権でしょうかね。

今回訴えられたことに対して、課といたしましては、十分に応訴、しっかりと応訴して、損害賠償請求を棄却する判決をいただけるつもりで臨みたいと思っておりますので、反訴権といったものについては考えておりません。

議長（村田幸隆議員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

す。

お諮りをいたします。

ただいま議題となっております議案は、お手元に配付の議案付託表のとおり、会議規則第37条第1項の規定により、所管の常任委員会に付託をいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村田幸隆議員) 御異議なしと認めます。よって、所管の常任委員会に付託することに決定をいたしました。

ここで暫時休憩をし、付託されました議案を審査していただくため、第二・第三委員会室において予算決算常任委員会を開催していただきますので、よろしくお祈りをいたします。

それでは、暫時休憩をいたします。

[休憩 午前10時12分]

[再開 午後 1時40分]

議長(村田幸隆議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第4、議案第42号「平成27年度尾鷲市一般会計補正予算(第3号)の議決について」を議題といたします。

ただいま議題となりました議案につきましては、所管の常任委員会に付託して御審査願っておりますので、その経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員会、奥田尚佳委員長。

[11番(奥田尚佳議員)登壇]

11番(奥田尚佳議員) 私ども予算決算常任委員会へ付託されました議案第42号「平成27年度尾鷲市一般会計補正予算(第3号)の議決について」の1議案につきまして、委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本日午前10時20分より、市長、副市長並びに関係課長等の出席を求め、詳細に説明聴取を行い、慎重に審査いたしました結果、付託されました議案第42号につきましては、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

なお、今回の補正予算につきましては、市内浄化槽設置業者である森田水道こと森田拓氏及び森田賢氏から、国家賠償法に基づき尾鷲市に損害賠償を求める訴えがなされた件に関し、市の弁護士費用として24万4,000円を予算計上さ

れたものであります。

委員会審査において委員から出された意見でございますが、そもそも浄化槽設置整備事業補助金交付の事務手続に当たり、設置業者から提出された書類の不備、執行部の判断は有印私文書偽装という判断であります。いずれにしても、そのことに対して、まず行政指導あるいは事情聴取をすべきところを、これを全く行わずに、いきなり告訴に踏み切ったことに要因があるといった、ここに至った市の対応に大いに問題があったという意見。また、告訴に踏み切るに当たっては、二元代表制の趣旨を踏まえ、議会に対して相談、協議がなされるべきであったが、それが行われなかったことについては議会軽視と言わざるを得ないといった意見。

また、万が一市が敗訴した場合の市長の政治的責任を問う声に対しては、市長として敗訴した場合、全責任は私にある、その際、市がこうむった金銭的損害については、求償権の有無にかかわらず、自身の報酬カット等により対応する、市が最終的に敗訴となった場合には、市長職を辞する覚悟であるとの答弁がございました。

しかしながら、仮に1審において敗訴した場合の責任については、明確には示されなかったことに対し、委員から不満の声が多数ありました。

また、7年前に提訴された裁判については、1審判決をもって控訴しないことを決断されたが、今回の裁判については3審まで行くと発言されたことは、市長の政治姿勢にぶれがあるのではないかとの意見もございました。

以上を申し添え、委員長報告とさせていただきます。よろしく御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（村田幸隆議員） 以上で委員長の報告は終了いたしました。

これより委員長の報告に対する質疑に入ります。

御質疑、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

9番、榎本議員。

〔9番（榎本隆吉議員）登壇〕

9番（榎本隆吉議員） それでは、議案第42号「平成27年度尾鷲市一般会計補正

予算（第3号）の議決について」の反対討論をさせていただきます。

私は、今回の補正予算の議決に対する態度決定に当たり、随分と苦慮いたしました。新聞の切り抜きを読み返してみたり、他の議員の意見を聞いてみたり、担当の課長から説明を聞いてみたりとしているうちに、どうしても、一応は被告人となっている森田さんに直接会って、事情を聞かねばと思うようになりました。

24日の午前中、森田家にお邪魔し、森田さん本人、奥さん、2人の息子さんからいろいろとお話を伺いました。

森田さんは言っていました。これまで、何年も同じように書類を出し、仕事をさせてもらってきたのに、なぜ今回だけこんなことになったのか、さっぱりわからない。書類に間違いがあったのなら、呼んで、ここは間違っていますから書き直してくださいで済むことだと思います。その市からは何の問い合わせもないまま、ある日突然に刑事がやってきて、逮捕されてしまいました。

奥さんも泣いていました。これまで、真夜中でも、水道管が破裂したと電話が入ればすぐに駆けつけ、誠実に市の仕事をさせてもらっていました。2人の息子も呼んで、親子3人で頑張って仕事を真面目にやってきたのに、なぜこんなことになってしまったのか。市の補助金をだまし取ったとか、市に大きな被害を与えたとか、工事の手抜きをしたとか、一切そんなことはないはずです。

市長、わかりますか。あなたが告訴したことによって、どれだけこの家族を苦しめ、悩ませたか。手錠をかけられ、連れていかれる夫と我が子を見送った、妻として、母としてのこの女性の嘆きや悲しみが。

結果は、不起訴処分の起訴猶予。市長は、起訴猶予というのは起訴を猶予されただけであって、嫌疑の事実は変わらないと強弁しますが、裏を返せば、仮に嫌疑の事実があったとしても、起訴には当たらない軽微なもので、有罪とするほどの嫌疑ではなかったということになり、弁護的に情状酌量すれば無罪とも言えるのではないのでしょうか。

すなわち市は、起訴猶予となるような軽微な罪で、むしろ無罪とも言える無辜の民を告訴し、逮捕させ、一家を不幸のどん底におとしめたということになると思います。

また、一連の報道によると、尾鷲市が告訴したとありますが、市政に責任を持つのが市長と議会であるとするなら、市長は、今回の告訴に当たって、議会に報告、相談したのですか。聞くところによりますと、副市長と担当課長、課長補佐が議長のところに告訴の報告に行ったとか。もちろんそのときには既に起訴の方

針が決まっており、議長は、3度告訴をするべきではないと慰留したが、結果的に黙殺されたとのことでした。

こんな、人の一生を傷つけ、家族を悲しませるような事案を、議長、担当常任委員長、議会に何の相談もなく、また、その報告も、市長みずからが出向いて事情を説明し、せめて議長の納得をもらった上での話ならまだしも、副市長と担当課で済ませて事足りたとする、この政治姿勢は一体何なののでしょうか。

私は、今回の案件は、市が訴えたのではなく、まさに市長個人が訴えた上でのことだと思います。なぜなら、先ほど申しましたように、私たち議員は公式、非公式を問わず、この告訴に対して一切、相談、議論したこともありません。その後、多くの議員も、告訴までする必要はなかったのではないかとっているではありませんか。不起訴、起訴猶予になるような軽微な出来事をわざわざ告訴し、今回もまた、その市民を相手取り、市民の貴重で大事な税金である公金を使って争うという、こんなことを本当に良識ある市民が許すのでしょうか。

今回の弁護士費用を認めるということは、初手の市長の告訴そのものを是認するということになり、普通の一市民と家族を苦しめ、悲しめた行為に加担するということになると思います。私は、おのれの良心と信念において反対いたします。

以上です。

議長（村田幸隆議員） 他にございませんか。

6番、濱中議員。

〔6番（濱中佳芳子議員）登壇〕

6番（濱中佳芳子議員） 今回の補正予算第3号の議決について、賛成の立場で討論させていただきます。

今回の国家賠償法で訴えられたことに応訴するための予算について、国家賠償法で訴えられるまでの経緯に関しましては、私も全て納得しているものではありませんし、そこまでの段階で、確かに先ほどの意見にもあったように、市長側の対応には、まだまだ考える余地があったような気はしております。

ただし、今回の予算は、国家賠償法で訴えられたことに応訴するものであり、この応訴をしなければ、完全に求められた賠償を払うことになるというふうなことを聞いております。市の一員として、やはりこれ以上の損害を市に負わせることは私はできないと思いますし、そのために応訴はすべきかと思っております。

応訴の仕方についても、紀北町のように、職員の対応をすることになる、弁護士をお願いしなければ職員が対応するということになりますし、その職員は職務

の中で対応することになると思います。それはある意味、市の負担がふえるというふうにも考えられます。

今の時期、地方創生など、市が前に向かっていかなければならない業務の多い中で、この件を専門家に託すことで完全に裁判を乗り切ることができるのであれば、この予算を認める意味があるのかなというふうに思っておりますし、そして、委員会の中で、予算が多い少ないという問題ではなく、この裁判が持つ意味というものを市長が判断され、その金銭的な責任、それから立場的な責任を明確にされた言葉があったというふうに私は判断いたしました。

そういったことから、今回の予算には賛成をさせていただきたいと思います。

議長（村田幸隆議員） 他にございませんか。

3番、中平隆夫議員。

〔3番（中平隆夫議員）登壇〕

3番（中平隆夫議員） 私は今回、議案第42号「平成27年度尾鷲市一般会計補正予算（第3号）の議決について」、反対の立場で討論させていただきます。

善良なる尾鷲市民により尾鷲市が訴えられるという異常事態が発生いたしました。尾鷲市そのものが訴えられたわけですので、弁護士費用を市が負担するのはごく当然であり、私もそうあるべきだとは思っております。

しかし、今回のケースではいかがでしょう。事ここに至るまでの経緯というものが、それを私は無視するわけにはいきません。

本裁判の原告は、本当に告訴されるような罪を犯したのでしょうか。書類や手続等に問題があった、それは認めざるを得ませんが、彼らは、慣例に従って行ったことだと再三申しております。慣例であったということは、他の事業者の方々も含めて同様の行為を行っていたということであり、過去にさかのぼってみれば、事実、書類の不備等がたくさん見つかっております。市長はなぜ、その方々を訴えないのですか。これを片手落ちと申します。行政の長たる市長が、このような不公平なことをやっていいのでしょうか。

私自身は市長に対し、この問題について直接物を言ったわけではありませんが、議会全員のほぼ総意として、そこまでやるのはどうかという疑問視、この声は上がっておりました。

ある議員は、行政が市民を訴えるのはどうなのか、親が子を訴えるようなものじゃないかと再三再四頭を下げ、また、ある議員は、尾鷲市が直接被害をこうむったわけではない、不起訴になる公算が高いのではないかと訴えを取り下げるよ

うに再三忠告。また、ある議員は、書類等に不備があったのは事実、しかし、今後こういったことがないように行政指導で済む話ではないのかと、いずれも訴えそのものを取り下げのように、あるいは訴えたこと自体がどうなのかといった、そういった意見があったわけですが、そういった意見は、もう全く歯牙にもかけず、市長御自身の判断により、告訴に踏み切ったわけです。その結果、今の事態を招いております。逆に訴えられております。自分でまいた種は、自分で刈り取っていただきたい。ツケを尾鷲市に転嫁しないでいただきたい。

私自身、この案件にいたしましても、また、これまで未解決に終わっている某団体との修復問題、そのほとんどが、市長の政治姿勢そのものに問題があるのではないかと思っています。

これからの尾鷲市の難題解決に向け、オール尾鷲の体制で臨むと言いながら、一方では紛争の種をつくり、尾鷲市に損害を与えている市長に対し、自戒をしていただきたいという思いを込めまして、今回、私は、議案第42号「平成27年度尾鷲市一般会計補正予算（第3号）の議決について」に反対いたします。

議長（村田幸隆議員） 他にございませんか。

11番、奥田尚佳議員。

〔11番（奥田尚佳議員）登壇〕

11番（奥田尚佳議員） 私は、予算決算常任委員会の委員長であります。先ほどの委員長報告で申し上げたとおり、6対5という僅差で可決すべきものと決しました。

本来ですと、委員長の立場、委員長として委員会の審議を尊重して、本来なら可決すべきもののほうに賛成のほう、賛成しないといけないということだと思います、本来ですと。

ただ、やはり私は、今回、告訴して、それに対する相手側からの国家賠償請求でございますけれども、もともとこの告訴自体が、私は虚偽告訴に当たるんじゃないかというふうに思っている次第でございます、どうしても賛成に回ることにはできないという意味で、市民の皆様、議員の皆さんの御理解をいただきたいという意味で、議案第42号「平成27年度尾鷲市一般会計補正予算（第3号）の議決について」、反対の立場で討論に参加させていただきたいと思っておりますので、どうか御理解いただきたいと思っております。

今申し上げましたように、私はもともと、これは告訴は間違いだった、市長は、正しかったと再三にわたって先ほど言われておりましたけれども、私は、これは

もう虚偽告訴、刑法第172条に該当するんじゃないかというふうに確信しております。

それで、この告訴なんですけれども、告訴したときに、市は顧問弁護士には相談したみたいなんですけれども、告訴状を環境のほうでつくっております。市がつくっております。自分たちで、弁護士をつけずに、難しい告訴状をつくって出しております。

今回、森田水道さんのほうが、森田水道さんのほうも弁護士をつけずに、非常に難しい国家賠償という請求をされてきたということでもあります。

ですので、本来なら、国家賠償という難しい裁判ですので、弁護士をつけるのが普通だと思いますけれども、これまでつけてきていないわけですね。最初の告訴状、そして今回の国家賠償の相手方もつけていません。ですので、市長がもう勝つ自信があるというふうに思うのであれば、今までどおり、自分たちでつくって出せばいいんじゃないかなというふうに私は思うわけでございます。

今回やはり、先ほども申し上げたように、告訴自体が、私は市長の判断ミスであったんじゃないかということでありまして、ですので、訴えた森田水道さんのほうに市の税金を使うのであれば、まだ市民の方が理解してくれると思うんですけれども、とんでもない告訴をした尾鷲市にですよ、たとえ24万4,000円といえども、そういう、皆さんが汗水を垂らして、本当に血税ですよ、皆さん、その血税をつぎ込むということに対して、市民の方々に本当に理解してもらえるのかという気がしましてですね。その辺のことを市長にも何度も、この前の議運のときもそうです、きょうもお聞きしたと思いますけれども、明確な答弁がなかったもので、私はどうしても納得いかないということでございます。

やはり、先ほど榎本議員も言われましたように、突然ですよ、突然逮捕されて、手錠をかけられて、ブタ箱へ放り込まれて、何日間も何日間も事情聴取されてですよ、家宅捜索もされて。その悔しさ、家族の方々も本当につらい思いをしたと思うんですよ。かなり泣いたと思います。だが、そのことに対して市長は、何にも反省の色がない。

森田水道さんは、もう謝ってくれたらいいんですと、お金の問題じゃないんですと、市長が頭を下げてくれたらいいんですと、すぐ取り下げるんですと、そういう話も、もう市長の耳にも何人かの方々がそういう話をしに行っていると思うんです。それにもかかわらず、3審まで闘うというこの姿勢に対して、私はどうも理解できないということがあります。

それと、隣の町の紀北町の件ですけれども、廃棄物の収集運搬の許可の問題で、先日まで裁判をしておりました。それは平成25年の9月から、9月の議会で初めて裁判費用を計上したらしいんですけれども、それから3回連続否決されたということがございました、議会のほうがね。

きのう、私、紀北町のほうに聞きに行きました。そうしたら、総務のほうは、いや、別に自分たちでやれましたよと。判例さえ把握して、それで顧問弁護士の顧問料の範囲内で、表現だけチェックしてもらったら、十分できましたと。その分、弁護士代も浮きましたし、よかったですというふうに言われておったんですね。

ですから、最初、さっき申し上げたように、告訴した時点で、自分たちでやっているわけですから、十分できますよ。尾鷲市の職員の皆様の能力から考えたら、もう簡単なものです。そういう気がしてなりません。

それともう一点だけ、僕が反対の理由として、やはり3審まで闘うということですね。これは、7年前に提訴された国家賠償、前回の件につきましては、1審でやめております。それは、裁判を長期化するのはよくない、市政の安定のためだと言われたわけですね。それで控訴を勝手に取り下げた。補助参加人がしたにもかかわらず勝手に取り下げたという経緯がございます。でも、我が身に降りかかったら、3審までやるんだという、その政治姿勢の、先ほど申し上げた、ぶれですね、やっぱり。南議員が言われた、ぶれ。これは、どう説明するのかという気がしてなりません。

そういう意味で、市長の意気込みが、1審で負けたら辞職するぐらいの意気込みを示していただけたら、私もすんなりと賛成に回れますけれども、そういう意気込みも感じられない。告訴したことも反省していない。そういうことで、この裁判費用を認めるわけにいかないなと私は思いまして、反対させていただきます。どうか皆さん、御理解いただきたいと思います。

議長（村田幸隆議員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

日程第4、議案第42号「平成27年度尾鷲市一般会計補正予算（第3号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立同数)

議長（村田幸隆議員） 起立同数。

起立同数であります。ただいま報告をいたしましたとおり、可否同数であります。よって、地方自治法第116条の規定により、議長において本案に対する可否を裁決いたします。

本案については、議長は否決と裁決をいたします。よって、議案第42号は否決をされました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

この際、市長より御挨拶があります。

市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） 議員の皆様、本日は慎重なる御審議を賜り、まことにありがとうございました。

審議の結果、提出させていただきました議案が否決となりましたことは非常に残念に思いますが、このことを重く受けとめるとともに、今後の市政運営に全力を投じてまいりたいと存じます。また、審議の中でさまざまな御指摘、御意見をいただきました点につきましては、深く肝に銘ずるとともに、今後、十分に心してまいりたいと存じます。

簡単ではございますが、今臨時会の閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（村田幸隆議員） これをもって平成27年第3回臨時会を閉会いたします。

〔閉会 午後 2時07分〕